

日病薬発第 2020—57 号

令和2年7月9日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 木 平 健 治
専門薬剤師認定制度委員会
委 員 長 山 田 清 文

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
本会が認定する都道府県病院薬剤師会が主催・共催する
各専門領域の講習会の取り扱いについて

平素より一般社団法人日本病院薬剤師会にご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、本会が認定する都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、開催形式を WEB 開催（同時配信型・期間限定配信型）とした場合の取り扱いを下記の通り整理いたしましたので、ご連絡いたします。通常開催（現地参加型）の場合の取り扱い及び、本通知に伴う講習会単位の算出方法等に関する変更はございません。

○都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会が、Web 開催（同時配信型・期間限定配信型）の場合で、「日本病院薬剤師会が認定する講習会」として取り扱うための要件以下の1～6の要件をすべて満たすこと。

1. 都道府県病院薬剤師会の主（共）催であること（委員会や地区の開催は不可）。
2. 薬剤師認定制度認証機構が認証した機関が認定する講習会等であること。
3. 開催時間が60分以上であること（特定の製品紹介等に要する時間を除く。）
4. 確認試験を実施するなど、受講の成果を確認していること。
または、受講履歴（ログイン・ログアウト等）を確認していること。
5. 開催計画（およびプログラム）を事前に日病薬事務局に申請し、受理されていること。
6. 受講回数に関わらず、同一講習会の受講証書の発行は1回限りとする。

※過去1年以内に、上記1～6の要件に当てはまる各専門領域の講習会を、都道府県病院薬剤師会が主催・共催していた場合には、遡って申請手続きを行うことができますので、日病薬事務局事業課宛(jigyo@jshp.or.jp)にご連絡くださいますようお願いいたします。

<参考> 通常開催(現地参加型)の場合の取り扱い

平成 25 年 3 月 31 日付、日病薬発第 24 - 300 号

「専門薬剤師・認定薬剤師の認定制度に係る都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会の取り扱いについて」

都道府県病院薬剤師会が主催・共催する各専門領域の講習会で「日本病院薬剤師会が認定する講習会」として取り扱うための要件以下の1～6の要件をすべて満たすこと。

1. 都道府県病院薬剤師会の主(共)催であること(委員会や地区の開催は不可)。
2. 薬剤師認定制度認証機構が認証した機関が認定する講習会等であること。
3. 開催時間が60分以上であること(特定の製品紹介等に要する時間を除く。)
4. 参加費を徴収していること。
5. 確認試験を実施するなど、受講の成果を確認していること。
6. 開催計画(およびプログラム)を事前に日病薬事務局に申請し、受理されていること。